

議案第 80 号

指定管理者の指定について(羽曳野市立グレープヒルスポーツ公園及び羽曳野市立駒ヶ谷テニスコート)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、下記の団体を羽曳野市立グレープヒルスポーツ公園及び羽曳野市立駒ヶ谷テニスコートの指定管理者に指定する。

記

所在地	大阪市北区中之島 2 丁目 2 番 2 号 大阪中之島ビル 8 階
名称	羽曳野クリーン工房 S S K 共同事業体
代表者名	代表団体 株式会社 クリーン工房 代表取締役 川鍋 大二
指定期間	令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

令和 4 年 11 月 30 日 提出

羽曳野市長 山入端 創